

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 5 月15日
【計算期間】	第 9 特定期間（自 平成20年 8 月16日 至 平成21年 2 月16日）
【ファンド名】	中央三井Ｊリートファンド
【発行者名】	中央三井アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 渡辺 輝夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目23番 1 号
【事務連絡者氏名】	大供 修二
【連絡場所】	東京都港区芝三丁目23番 1 号 業務企画部
【電話番号】	03-5440-0181
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、毎決算時の安定した収益分配と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

上限：1,000億円

③基本的性格

当ファンドは、委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社が投資家のために、利殖の目的をもって設定する証券投資信託で、中央三井アセット信託銀行株式会社がその受託会社となることを引受けたものです。

当ファンドは、委託者が受託者に投資信託財産の運用を指図する委託者指図型の追加型証券投資信託で、ファンド・オブ・ファンズ（※）に属します。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。）並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託（親投資信託の受益証券のみを主要投資対象とするものを除く。）」と定められているものをいいます。

④ファンドの特色

A. 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行い、実質的に日本の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所）で、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資します。

B. 「東証REIT指数（配当込み）」を上回る投資成果を目標として運用を行い、毎決算時の安定した収益分配と信託財産の中長期的な成長を目指します。

（2）【ファンドの仕組み】

①ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式とは投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（中央三井Jリートファンド）とし、その資金をマザーファンド（中央三井Jリートマザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



②ファンドの関係法人

委託会社 中央三井アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

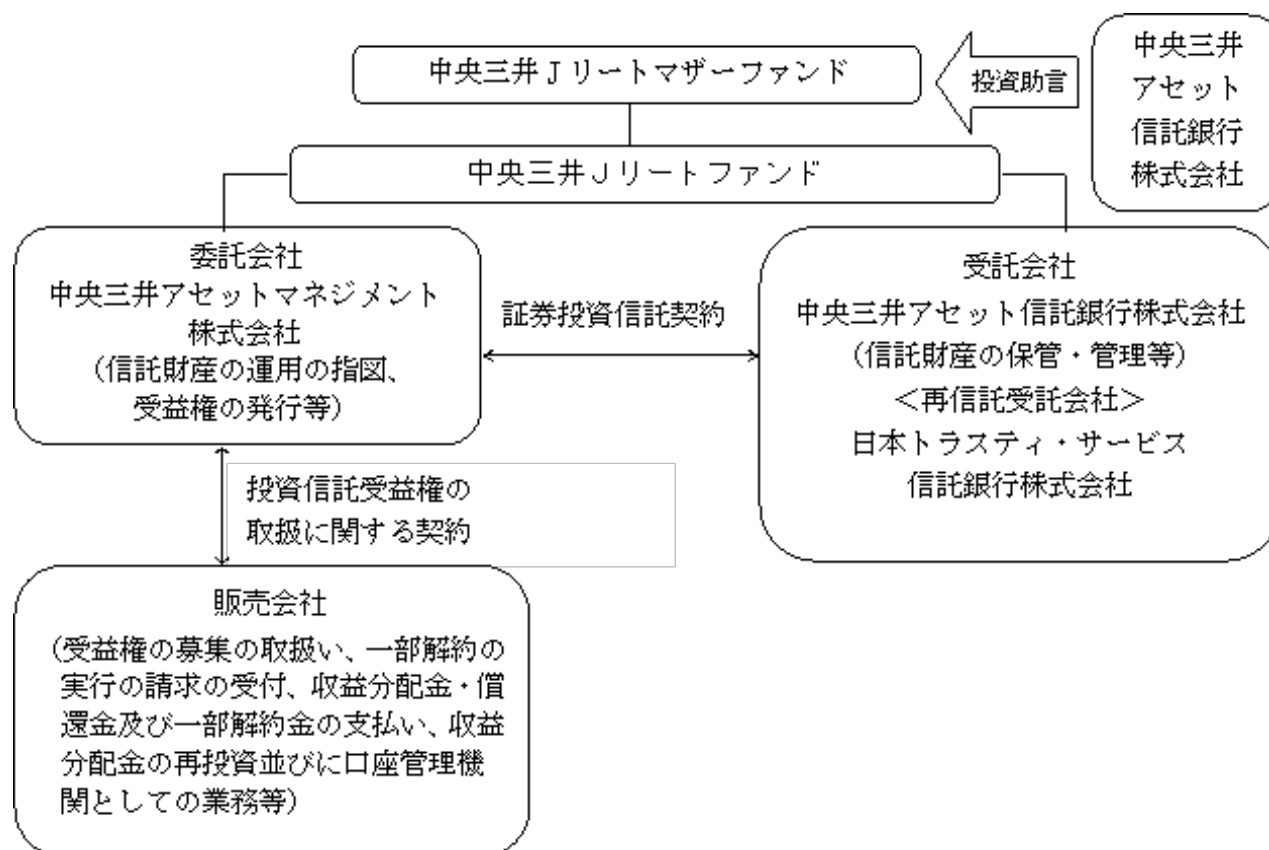
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。

ファンドの関係法人



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、当該信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいて締結されています。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等に係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

A. 資本金の額：3億円（平成21年5月15日現在）

B. 委託会社の沿革

昭和61年9月：三信投資顧問株式会社（三井信託銀行グループの投資顧問会社）として設立

昭和62年2月：投資顧問業法に基づく登録

昭和62年9月：投資一任業務の認可取得

平成11年7月：中信投資顧問株式会社（中央信託銀行グループの投資顧問会社）と合併し「中央三井アセットマネジメント株式会社」に社名変更

平成12年3月：証券投資信託委託業務認可取得

C. 大株主の状況（平成21年5月15日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	5,050株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①運用方針

当ファンドは、日本の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（Ｊリート）に投資する中央三井Ｊリートマザーファンドを主要投資対象とし、毎決算時の安定した収益分配と信託財産の中長期的な成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。

◆Ｊリート（不動産投資信託証券）とは？

- Ｊリート（※）（Ｊ-ＲＥＩＴ：Japanese Real Estate Investment Trust）とは、日本の不動産投資信託証券のことです。

※米国の不動産投資信託証券がＲＥＩＴ（リート）という略称で呼ばれていることから、その日本版という意味で一般的にＪリートと呼ばれています。

- Ｊリートは、投資家から資金を集め、賃料収入が得られる不動産等（主に日本国内のオフィス等）に投資し、そこから得られた賃料収入や不動産の売却益を投資家に配当する仕組みの商品です。
- Ｊリートは、利益の90%超を配当すること等で法人税が免除（配当金額が損金算入）されるため、通常、利益の大部分（90%超）を投資家に配当します。
- 日本の金融商品取引所に上場しているＪリートは、株式と同様、金融商品取引所を通じて売買が行われます。

Ｊリート全体のタイプ別投資実績

（2009年1月末現在）



（開示評価額ベース）

出所：社団法人投資信託協会

Ｊリート時価総額および銘柄数の推移

（2009年3月末現在）



出所：Bloomberg

②投資態度

A. 中央三井Ｊリートマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいいます。）に投資します。なお、中央三井Ｊリートマザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

B. 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）を上回る投資成果を目標として運用を行い、毎決算時の安定した収益分配と信託財産の中長期的な成長を目指します。

◆「東証REIT指数」とは？

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄を対象（※）とした時価総額加重平均の指数で、現在、東京証券取引所が算出・公表しているTOPIX（東証株価指数）に準じた方法により東京証券取引所が算出し、同所のホームページを通じて、終値ベースの指数値（配当込みの指数値を含みます。）が公表されています。

※TOPIX（東証株価指数）にREITを組み入れた指数ではなく、REIT単独の指数です。

◆「東証REIT指数」の著作権等について

東証REIT指数は、東京証券取引所の知的財産であり、これらの指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は東京証券取引所が有しています。

東証REIT指数の算出において、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがあります。また、東京証券取引所は、東証REIT指数がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、東京証券取引所は一切その賠償の責めを負いません。

C. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

③銘柄選定の方針

中央三井Jリートマザーファンドで投資を行うJリートの銘柄選定にあたっては、Jリートの配当源泉である組入れ物件のキャッシュフロー獲得能力に主眼を置き、あわせてJリート運用会社のファンド運営（物件取得・管理・資金調達等）能力に留意します。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（上記イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として中央三井アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「中央三井Jリートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

B. 金融商品による運用の特例

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④当ファンドの主要投資対象である中央三井Jリートマザーファンドにおいてファンドの純資産総額の10%を超えて投資しているファンド（平成21年3月31日現在）

A. 日本ビルファンド投資法人

1. 運用の基本方針

主として東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物及びその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託の受益権その他の資産に投資をすることによって、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 主要な投資対象

主として東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物及びその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託の受益権その他の資産に投資します。

3. 委託会社（資産運用会社）の名称

日本ビルファンドマネジメント株式会社

（日本ビルファンド投資法人 第15期（自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日）有価証券報告書より作成）

B. ジャパンリアルエステイト投資法人

1. 運用の基本方針

主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産に投資し、中長期の安定運用を目標とします。

2. 主要な投資対象

投資する不動産及び信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビルとし、投資対象地域は、わが国の政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします。

3. 委託会社（資産運用会社）の名称

ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社

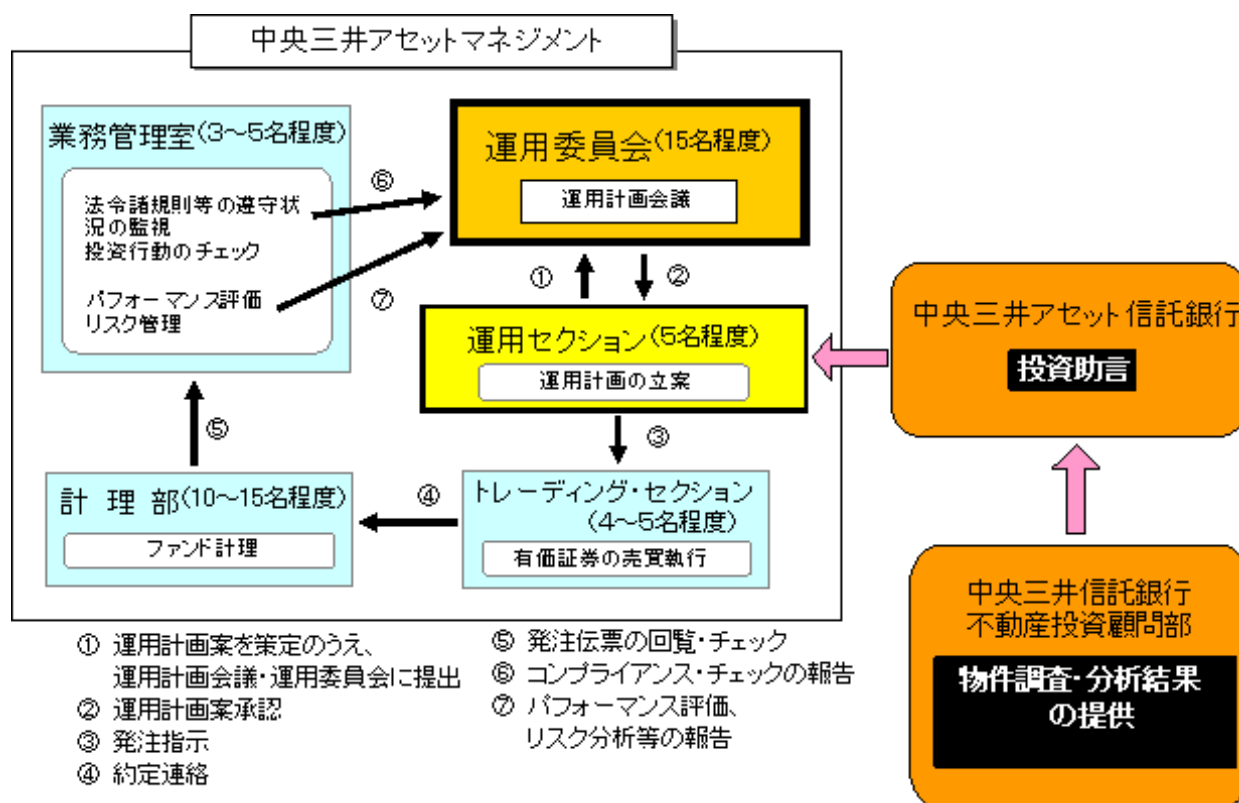
（ジャパンリアルエステイト投資法人 第14期（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30

日）有価証券報告書より作成）

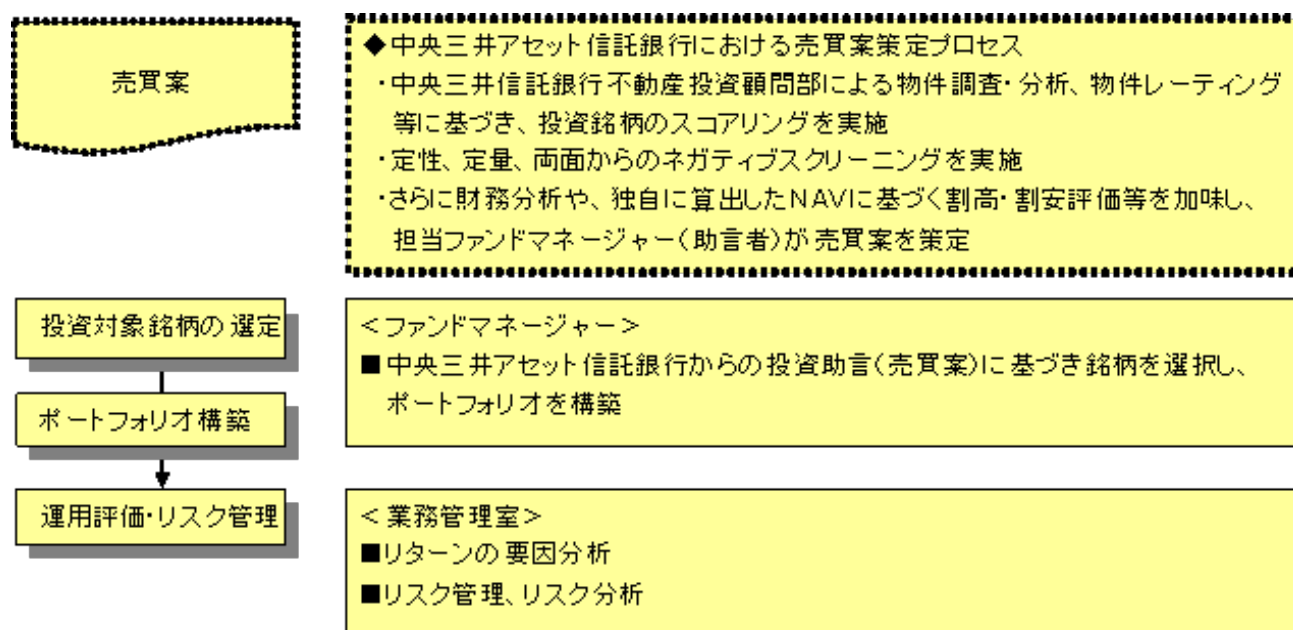
(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用にあたっては、中央三井トラスト・グループの不動産業務のノウハウを積極的に活用します。



具体的なポートフォリオ構築プロセスは、以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

委託会社のファンドの運用に関する社内規定として、信託財産等運用管理規程があり、委託会社がファンドの運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を定めています。また、ファンドの運用におけるリスク管理に関する基本的な事項を定めた社内規定として運用リスク管理規程があります。

委託会社は、ファンドの関係法人である再信託受託会社に対する管理・統制としては、モニタリングの一環として外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を入手し査閲するなど、外部業務委託の適切性、に関する定期的確認を基本的枠組として運営しています。

（４）【分配方針】

①分配方針

毎決算時（原則として毎月15日です。ただし当日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- A. 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- B. 分配金額については、上記A. の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- C. 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

②分配収益の計算

A. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（後記「４ 手数料等及び税金（４）その他の手数料等 ①」の記載をご参照ください。）、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ. 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ニ. 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、後記「４ 手数料等及び税金（１）申込手数料」に規定する申込手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を除きます。以下ニ. において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、上記ハ. に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

B. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

A. 支払時期と場所

- イ. 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ロ. 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。ただし、信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記イ. の記載に準じて受益者に支払います。
- ハ. 収益分配金（上記ロ. ただし書き以外の収益分配金の再投資の場合を除きます。）の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

B. 時効

受益者が、収益分配金については上記A. イ. に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

①株式への投資割合

委託会社は、株式への投資は行いません。

②外貨建資産への投資割合

委託会社は、外貨建資産への投資は行いません。

③デリバティブの使用

委託会社は、デリバティブの直接利用は行いません。

④投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

⑤マザーファンドへの投資割合

委託会社は、マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

⑥同一銘柄の投資信託証券への投資割合

委託会社は、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑦公社債の借入れ

A. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

B. 上記A. の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

C. 信託財産の一部解約等の事由により、上記B. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

D. 上記A. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑧一部解約の請求及び有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

⑨再投資の指図

委託会社は、上記⑧の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩資金の借入れ

A. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

C. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑪受託会社による資金の立替え

A. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

C. 上記A. 及びB. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの概要

「中央三井Jリートマザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいいます。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- ①主として、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資します。なお、不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ②運用に際しては、中央三井アセット信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。
- ③東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）を上回る投資成果を目標として運用を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ④資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

３．投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③株式への投資は行いません。
- ④外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤デリバティブの直接利用は行いません。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、マザーファンドを通じて日本の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、不動産等値動きのある資産を投資対象としているため、組入れた不動産投資信託証券の値動きにより当ファンドの基準価額は変動します。従って、元本保証はなく、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。また、組入れた不動産投資信託証券の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により不動産投資信託証券は値動きし、当ファンドの基準価額は変動します。従って、これにより投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

① リートの価格変動リスク

リートの価格変動リスクとは、不動産市況（賃料相場、空室率、不動産価格）、金利変動、経済情勢の変化等によりリートの価格が変動するリスクをいいます。一般に、不動産市況が悪化（改善）した場合には、リートの価格は下落（上昇）し、基準価額の下落（上昇）要因となる可能性があります。また、金利が上昇（低下）した場合にはリートに対する投資価値の相対的な低下（上昇）や借入金返済負担の増大（減少）等からリートの価格が下落（上昇）し、基準価額の下落（上昇）要因となる可能性があります。火災・自然災害、不動産老朽化や立地環境の変化、リートに関する法制度（税制、会計制度等）や不動産に対する各種規制の変更等もリートの価格に影響を与え、基準価額の変動要因となる可能性があります。

② 信用リスク

信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市況動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。一般に、売却資産の市場における流動性が低いときには、期待する価格での取引ができないことや、取引に相応の時間を要することがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

- (2) 当ファンドはファミリーファンド方式（前記「1 ファンドの性格（2）ファンドの仕組み ①ファミリーファンド方式での運用」をご参照下さい。）で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響が、当ファンドの基準価額の変動要因となる可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの運用制限の遵守状況のチェック、リスク分析については運用セクションから組織的に独立したセクションが行い、その分析結果を運用委員会に報告する体制としております。

- ①法令諸規則、約款等に定められた運用制限の遵守状況は、業務管理室が日々チェックしております。指摘事項については、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。
- ②業務管理室において、リスクのモニタリング、パフォーマンス分析等を行っております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

（４）信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①申込手数料は、お申込価額（※１）、お申込金額（※２）、お申込口数等に応じて、2.625%（税抜（※３）2.5%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の基準価額×取得口数」に乘じて得た額とします。

なお、マザーファンドにおいては、申込手数料はかかりません。

※１：お申込受付日の基準価額に取得口数を乘じて得た額をいいます（以下同じ。）。

※２：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。

※３：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※）において収益分配金を再投資する場合については無手数料とします。

※収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の２つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（※））

※「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前３ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前３ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

④申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差し引きます。

⑤上記①及び③の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お客様相談窓口

電 話：０３－５４４０－０１９０

受付時間：営業日の９時～１７時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は９時～１２時）

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

①解約手数料はありませんが、下記②の信託財産留保額が控除されます。

②一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乘じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

受益者の手取額は、当該解約価額から後記「（５）課税上の取扱い」「④個人の受益者に対する課税」もしくは「⑤法人の受益者に対する課税」に記載の税額を差引いた金額となります。

なお、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券を一部解約する場合には、下表のＡ欄の金額にＢ欄の率を乘じて得た信託財産留保額が控除されます。

マザーファンド名	A 欄	B 欄
----------	-----	-----

中央三井Jリートマザーファンド	一部解約を行う日の一部解約又は追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約又は追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額	0.3%
-----------------	---	------

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の78.75（税抜 年10,000分の75）の率を乗じて得た額とします。その配分は、委託会社10,000分の39.9（税抜 10,000分の38）、受託会社10,000分の5.25（税抜 10,000分の5）及び販売会社10,000分の33.6（税抜 10,000分の32）です。

なお、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

- ②上記①の信託報酬は、毎計算期末及び信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
 ③信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど信託財産中から支弁します。
 ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、マザーファンドにおいては、監査報酬はかかりません。

- ③借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。
 ④ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額は、取引のつど信託財産中から支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

①個別元本について

- A. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 B. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 C. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
 D. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「③収益分配金の課税について」をご参照ください。）

②一部解約時及び償還時の課税について

一部解約時及び償還時の譲渡益（個人の場合）又は個別元本超過額（法人の場合）が課税対象となります。詳しくは下記④又は⑤をご参照ください。

③収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- A. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- B. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④個人の受益者に対する課税

- A. 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- B. 一部解約時及び償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、平成21年から平成23年までにおいては10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- C. 一部解約時及び償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

⑤法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率（※）による源泉徴収が行われます。

※平成24年1月1日以降は、上記の7%（所得税のみ）の税率は15%（所得税のみ）となります。

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の記載事項は、平成21年3月31日現在の状況について記載してあります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,019,885,445	100.03
その他の資産（負債控除後）		△975,803	△0.03
合計（純資産総額）		3,018,909,642	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

＜参考＞

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託「中央三井Ｊリートマザーファンド」の状況は次のとおりです。

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	14,924,766,200	95.38
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		723,016,519	4.62
合計（純資産総額）		15,647,782,719	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

種類	銘柄	口数	簿価（円）		評価額（円）		投資比率（％）
			単価	金額	単価	金額	
親投資信託 受益証券	中央三井Ｊリート マザーファンド	3,466,351,521	0.8112	2,811,967,541	0.8712	3,019,885,445	100.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託「中央三井Ｊリートマザーファンド」の状況

① 投資有価証券の主要銘柄

A. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	数量 (口)	簿価（円）		評価額（円）		投資 比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
1	日本ビルファンド投資法人	3,746	1,203,065	4,506,681,864	846,000	3,169,116,000	20.25
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,159	1,026,853	3,243,831,027	756,000	2,388,204,000	15.26
3	野村不動産オフィスファンド投資法人	2,141	748,633	1,602,824,473	547,000	1,171,127,000	7.48
4	日本リテールファンド投資法人	2,514	490,121	1,232,166,381	376,000	945,264,000	6.04
5	日本プライムリアルティ投資法人	4,662	228,864	1,066,966,485	181,800	847,551,600	5.42
6	森トラスト総合リート投資法人	1,204	910,815	1,096,622,391	703,000	846,412,000	5.41
7	オリックス不動産投資法人	1,709	546,823	934,520,626	404,000	690,436,000	4.41
8	東急リアル・エステート投資法人	1,099	758,757	833,874,283	524,000	575,876,000	3.68
9	フロンティア不動産投資法人	1,175	619,174	727,529,708	485,000	569,875,000	3.64
10	日本ロジスティクスファンド投資法人	917	608,177	557,698,675	603,000	552,951,000	3.53
11	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,320	463,653	612,022,725	400,000	528,000,000	3.37
12	グローバル・ワン不動産投資法人	631	1,105,128	697,336,115	633,000	399,423,000	2.55
13	ジャパンエクセレント投資法人	1,066	508,937	542,527,044	352,000	375,232,000	2.40
14	日本アコモデーションファンド投資法人	867	495,011	429,174,892	398,000	345,066,000	2.21
15	トップリート投資法人	702	365,981	256,918,845	359,000	252,018,000	1.61
16	野村不動産レジデンシャル投資法人	710	405,811	288,126,122	344,000	244,240,000	1.56
17	森ヒルズリート投資法人	753	424,424	319,591,354	278,200	209,484,600	1.34
18	プレミア投資法人	680	415,889	282,804,665	305,000	207,400,000	1.33
19	阪急リート投資法人	473	440,614	208,410,805	405,000	191,565,000	1.22
20	アドバンス・レジデンス投資法人	478	349,617	167,117,212	325,000	155,350,000	0.99
21	産業ファンド投資法人	533	329,376	175,557,925	250,000	133,250,000	0.85
22	福岡リート投資法人	302	511,274	154,404,775	383,000	115,666,000	0.74
23	DAオフィス投資法人	81	241,571	19,567,262	139,000	11,259,000	0.07
合計		30,922		19,956,275,654		14,924,766,200	95.38

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注）国／地域は全て日本、種類は全て投資証券です。

B. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	95.38
合計	95.38

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年３月31日及び同日前１年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額（円）		１万口当たりの 基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）※	（分配落）	（分配付）※
第１特定期間（平成17年２月15日現在）	7,541,053,131	7,562,801,928	10,402	10,432
第２特定期間（平成17年８月15日現在）	7,948,853,135	7,970,604,762	10,963	10,993
第３特定期間（平成18年２月15日現在）	8,228,586,402	8,248,761,366	12,236	12,266
第４特定期間（平成18年８月15日現在）	6,865,639,467	7,174,425,833	11,784	12,314
第５特定期間（平成19年２月15日現在）	9,940,013,087	10,257,248,053	16,607	17,137
第６特定期間（平成19年８月15日現在）	7,511,899,133	7,528,080,271	13,927	13,957
第７特定期間（平成20年２月15日現在）	5,619,679,892	5,634,952,128	11,039	11,069
第８特定期間（平成20年８月15日現在）	4,642,055,435	4,656,799,840	9,445	9,475
第９特定期間（平成21年２月16日現在）	3,074,665,272	3,088,472,774	6,680	6,710
平成20年３月末日	5,302,287,751	—	10,440	—
平成20年４月末日	5,458,037,404	—	10,754	—
平成20年５月末日	5,621,539,643	—	11,130	—
平成20年６月末日	5,098,350,373	—	10,202	—
平成20年７月末日	4,854,241,160	—	9,819	—
平成20年８月末日	4,527,975,494	—	9,282	—
平成20年９月末日	3,982,163,174	—	8,341	—
平成20年10月末日	3,219,801,673	—	6,850	—
平成20年11月末日	3,209,407,073	—	6,853	—
平成20年12月末日	3,262,878,004	—	7,032	—
平成21年１月末日	3,264,998,006	—	7,073	—
平成21年２月末日	2,804,255,746	—	6,099	—
平成21年３月末日	3,018,909,642	—	6,596	—

※特定期間末日における分配付の純資産総額及び基準価額（１万口当たり）を表示しております。

②【分配の推移】

特定期間	1万口当たりの収益分配金
第1特定期間（自 平成16年8月31日 至 平成17年2月15日）	60 円
第2特定期間（自 平成17年2月16日 至 平成17年8月15日）	180 円
第3特定期間（自 平成17年8月16日 至 平成18年2月15日）	180 円
第4特定期間（自 平成18年2月16日 至 平成18年8月15日）	680 円
第5特定期間（自 平成18年8月16日 至 平成19年2月15日）	680 円
第6特定期間（自 平成19年2月16日 至 平成19年8月15日）	680 円
第7特定期間（自 平成19年8月16日 至 平成20年2月15日）	180 円
第8特定期間（自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日）	180 円
第9特定期間（自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日）	180 円

（注）収益分配金は、各特定期間中の分配金の累計金額を表示しております。

③【収益率の推移】

特定期間	収益率
第1特定期間（自 平成16年8月31日 至 平成17年2月15日）	4.6 %
第2特定期間（自 平成17年2月16日 至 平成17年8月15日）	7.1 %
第3特定期間（自 平成17年8月16日 至 平成18年2月15日）	13.3 %
第4特定期間（自 平成18年2月16日 至 平成18年8月15日）	1.9 %
第5特定期間（自 平成18年8月16日 至 平成19年2月15日）	46.7 %
第6特定期間（自 平成19年2月16日 至 平成19年8月15日）	△12.0 %
第7特定期間（自 平成19年8月16日 至 平成20年2月15日）	△19.4 %
第8特定期間（自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日）	△12.8 %
第9特定期間（自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日）	△27.4 %

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配落ちの基準価額に当該特定期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数とします。なお、第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに当初募集時の発行価額（1万口当たり10,000円）を使用しております。

第2部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成16年8月31日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

なお、当ファンドの主要投資対象である「中央三井Jリートマザーファンド」は、平成16年8月31日に設定され、運用が開始されています。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）募集の取扱いの期間と受付時間

継続申込期間（平成20年11月15日から平成21年11月17日まで）において、毎営業日お申込みいただけます。

募集期間（継続申込期間）は、募集期間満了前に委託会社が「有価証券届出書」を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時（年末年始など本邦金融商品取引所が半日立会の場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、分配金再投資に関する契約（下記（5）②をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

（2）募集取扱いの単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」（※）を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

※収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

（3）販売価額

取得申込受付日の基準価額に、下記（4）に記載する申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 （4）計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（4）申込の際に負担するコストの有無

申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額をご負担いただきます。

①申込手数料は、お申込価額（※1）、お申込金額（※2）、お申込口数等に応じて、2.625%（税抜（※3）2.5%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

※1：お申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

※2：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。

※3：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

②「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

③償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投

資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（※））

※「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

- ④申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差し引きます。
- ⑤上記①及び③の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

（5）その他

- ①受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は総合約款を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出していただきます。
- ②「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。
- ③受益権取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- （1）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

（注）一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時（年末年始など本邦金融商品取引所が半日立会の場合）は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

- （2）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
 - （3）委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

- （4）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）に掲載しております。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差引いた金額となります。

販売会社の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お客様相談窓口

電 話：０３－５４４０－０１９０

受付時間：営業日の９時～１７時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は９時～１２時）

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

- （５）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記（１）による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- （６）上記（５）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記（４）の規定に準じて計算された価額とします。
- （７）一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。
- （８）解約に係る手数料については、徴収しません。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）でご覧いただけるほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に（「中央三井AM」の「Jリート」の略号にて）掲載されております。

②当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

A. 親投資信託受益証券（中央三井Jリートマザーファンド）

移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、基準価額で評価しております。

B. 親投資信託の主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

イ. 不動産投資信託証券

移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は信託契約締結日（平成16年8月31日）から無期限とします。ただし、委託会社は、下記（5）①の事項に該当することとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

- ①当ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成16年8月31日から平成17年1月17日までとし、最終計算期間の終了日は、上記（3）に定める信託期間の終了日とします。
- ②上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

①信託の終了

この信託契約を解約し信託を終了させる場合は下記のとおりです。

A. 委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合

イ. 受益権の口数が10億口を下回った場合

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 受益者に有利な場合又はやむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ. 所定の手続き

- a. 委託会社は、上記イ. 及びロ. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- b. 上記 a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- c. 上記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ. 及びロ. の信託契約の解約をしません。
- d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 上記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

B. 監督官庁の命令

- イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、下記③の規定に従います。

C. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記③ D. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D. 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記③の規定に従い、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- A. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- B. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③信託約款の変更

- A. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- B. 委託会社は、上記 A. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原

則として、公告を行いません。

- C. 上記B. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D. 上記C. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記A. の信託約款の変更をしません。
- E. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④反対者の買取請求権

信託契約の解約又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託財産の管理

A. 保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

B. 有価証券の保管

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

C. 混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下C. において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

D. 信託財産の登記等及び記載等の留保等

イ. 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

ロ. 上記イ. ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

ハ. 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ニ. 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑦運用報告書

委託会社は、6ヶ月経過毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、あらかじめ受益者からお申し出いただいた住所にお届けいたします。また、販売会社でもお受取りいただけます。

⑧関係法人との契約の更改等に関する手続き、変更した場合の開示方法

A. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、有効期間満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

B. 上記A. の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

⑨信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日までの日）から、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。ただし、信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記②の記載に準じて受益者に支払います。
- ④収益分配金（上記③ただし書き以外の収益分配金の再投資の場合を除きます。）の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑤受益者が、収益分配金については上記②に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、信託終了日（償還日）後１ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までの日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ④受益者が、信託終了による償還金については、上記②に規定する支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）一部解約請求権

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し１口単位の整数倍をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ②一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払われます。
- ③一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

（４）投資信託約款等重要事項変更時の反対者の買取請求権

前記「１ 資産管理等の概要（５）その他 ④反対者の買取請求権」をご参照ください。

（５）受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

（６）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

ただし、第8特定期間（平成20年2月16日から平成20年8月15日まで）については改正前の「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間（平成20年2月16日から平成20年8月15日まで）及び第9特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

中央三井Jリートファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8特定期間 (平成20年8月15日現在)	第9特定期間 (平成21年2月16日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,660,039,266	3,090,658,557
未収入金	3,598,664	966,909
流動資産合計	4,663,637,930	3,091,625,466
資産合計	4,663,637,930	3,091,625,466
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,744,405	13,807,502
未払解約金	3,598,664	966,909
未払受託者報酬	214,534	144,756
未払委託者報酬	3,003,450	2,026,559
その他未払費用	21,442	14,468
流動負債合計	21,582,495	16,960,194
負債合計	21,582,495	16,960,194
純資産の部		
元本等		
元本	4,914,801,685	4,602,500,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△272,746,250	△1,527,835,494
純資産合計	4,642,055,435	3,074,665,272
負債純資産合計	4,663,637,930	3,091,625,466

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8特定期間 (自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日)	第9特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△686,480,164	△1,231,995,251
営業収益合計	△686,480,164	△1,231,995,251
営業費用		
受託者報酬	1,381,385	915,053
委託者報酬	19,339,219	12,810,687
その他費用	138,073	91,446
営業費用合計	20,858,677	13,817,186
営業損失（△）	△707,338,841	△1,245,812,437
経常損失（△）	△707,338,841	△1,245,812,437
当期純損失（△）	△707,338,841	△1,245,812,437
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,311,016	△11,598,685
期首剰余金又は期首欠損金（△）	528,934,518	△272,746,250
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,237,707	84,440,458
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	84,440,458
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,237,707	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,364,939	20,929,149
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,364,939	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	20,929,149
分配金	90,525,711	84,386,801
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△272,746,250	△1,527,835,494

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第8特定期間 自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日	第9特定期間 自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、基準価額で評価しておりま す。	親投資信託受益証券 同左
2. その他	-----	ファンドの計算期間 第9特定期間は当特定期間末 日が休業日のため、平成20年8 月16日から平成21年2月16日ま でとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8特定期間 (平成20年8月15日現在)	第9特定期間 (平成21年2月16日現在)
1. 当該特定期間の末日におけ る受益権総数	4,914,801,685 口	4,602,500,766 口
2. 「投資信託財産の計算に 関する規則（平成12年総理 府令第133号）」第55条の 6第10号に規定する額	元本の欠損 272,746,250 円	元本の欠損 1,527,835,494 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9445 円 (9,445 円)	0.6680 円 (6,680 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 分配金の計算過程

		第8特定期間 自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日	第9特定期間 自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日
		第39期 自 平成20年2月16日 至 平成20年3月17日	第45期 自 平成20年8月16日 至 平成20年9月16日
費用控除後の配当等収益額	A	19,827,984 円 (23,461,224 円)	17,640,620 円 (20,703,966 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	1,127,219,568 円	1,154,861,358 円
分配準備積立金額	D	2,754,598,283 円	2,568,040,427 円
当ファンドの分配対象収益金額	E=A+B+C+D	3,901,645,835 円	3,740,542,405 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,076,432,260 口	4,833,524,575 口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,685.80 円	7,738.74 円
10,000口当たりの分配金額	H	30 円	30 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	15,229,296 円	14,500,573 円
		第40期 自 平成20年3月18日 至 平成20年4月15日	第46期 自 平成20年9月17日 至 平成20年10月15日
費用控除後の配当等収益額	A	30,925,830 円 (31,047,138 円)	15,783,759 円 (18,149,264 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	1,161,487,717 円	1,133,194,006 円
分配準備積立金額	D	2,733,321,945 円	2,509,229,296 円
当ファンドの分配対象収益金額	E=A+B+C+D	3,925,735,492 円	3,658,207,061 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,086,755,798 口	4,724,677,324 口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,717.56 円	7,742.76 円
10,000口当たりの分配金額	H	30 円	30 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	15,260,267 円	14,174,031 円
		第41期 自 平成20年4月16日 至 平成20年5月15日	第47期 自 平成20年10月16日 至 平成20年11月17日
費用控除後の配当等収益額	A	18,245,117 円 (18,570,647 円)	10,138,973 円 (12,331,626 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	1,167,708,190 円	1,132,651,386 円
分配準備積立金額	D	2,734,573,070 円	2,485,376,499 円
当ファンドの分配対象収益金額	E=A+B+C+D	3,920,526,377 円	3,628,166,858 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,075,858,373 口	4,690,800,454 口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,723.86 円	7,734.64 円
10,000口当たりの分配金額	H	30 円	30 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	15,227,575 円	14,072,401 円

		第 42 期 自 平成20年 5 月16日 至 平成20年 6 月16日	第 48 期 自 平成20年11月18日 至 平成20年12月15日
費用控除後の配当等収益額	A	11,277,706 円 (15,062,955 円)	11,357,073 円 (11,410,001 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	1,172,938,549 円	1,129,312,043 円
分配準備積立金額	D	2,700,940,004 円	2,450,807,525 円
当ファンドの分配対象収益金額	E=A+B+C+D	3,885,156,259 円	3,591,476,641 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,034,620,449 口	4,646,516,854 口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,716.88 円	7,729.39 円
10,000口当たりの分配金額	H	30 円	30 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	15,103,861 円	13,939,550 円
		第 43 期 自 平成20年 6 月17日 至 平成20年 7 月15日	第 49 期 自 平成20年12月16日 至 平成21年 1 月15日
費用控除後の配当等収益額	A	30,208,995 円 (33,413,359 円)	30,927,165 円 (33,124,466 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	1,182,212,706 円	1,132,512,631 円
分配準備積立金額	D	2,651,485,412 円	2,433,168,794 円
当ファンドの分配対象収益金額	E=A+B+C+D	3,863,907,113 円	3,596,608,590 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,986,769,302 口	4,630,914,962 口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,748.31 円	7,766.51 円
10,000口当たりの分配金額	H	30 円	30 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	14,960,307 円	13,892,744 円
		第 44 期 自 平成20年 7 月16日 至 平成20年 8 月15日	第 50 期 自 平成21年 1 月16日 至 平成21年 2 月16日
費用控除後の配当等収益額	A	6,297,140 円 (9,536,566 円)	8,368,863 円 (8,537,168 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	1,170,289,991 円	1,133,324,229 円
分配準備積立金額	D	2,623,396,277 円	2,427,502,375 円
当ファンドの分配対象収益金額	E=A+B+C+D	3,799,983,408 円	3,569,195,467 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,914,801,685 口	4,602,500,766 口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,731.71 円	7,754.90 円
10,000口当たりの分配金額	H	30 円	30 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	14,744,405 円	13,807,502 円

（注）（ ）内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

	第 8 特定期間 自 平成20年 2 月16日 至 平成20年 8 月15日	第 9 特定期間 自 平成20年 8 月16日 至 平成21年 2 月16日
2. 剰余金増加額・減少額及び 欠損金減少額・増加額	「当期追加信託に伴う剰余金 増加額又は欠損金減少額」及び 「当期一部解約に伴う剰余金減 少額又は欠損金増加額」は、それ ぞれ剰余金減少額と増加額との 純額を表示しております。	「当期一部解約に伴う剰余金 増加額又は欠損金減少額」及び 「当期追加信託に伴う剰余金減 少額又は欠損金増加額」は、それ ぞれ欠損金増加額と減少額の純 額を表示しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 特定期間 自 平成20年 2 月16日 至 平成20年 8 月15日	第 9 特定期間 自 平成20年 8 月16日 至 平成21年 2 月16日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第 8 特定期間 自 平成20年 2 月16日 至 平成20年 8 月15日	第 9 特定期間 自 平成20年 8 月16日 至 平成21年 2 月16日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1. 本書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	第 8 特定期間 自 平成20年 2 月16日 至 平成20年 8 月15日	第 9 特定期間 自 平成20年 8 月16日 至 平成21年 2 月16日
期首元本額	5,090,745,374 円	4,914,801,685 円
期中追加設定元本額	190,690,634 円	71,751,219 円
期中一部解約元本額	366,634,323 円	384,052,138 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第 8 特定期間 (平成20年 8 月15日現在)		第 9 特定期間 (平成21年 2 月16日現在)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間（自 平成20年 7 月16日 至 平成20年 8 月15日）の 損益に含まれた評価差 額（円）	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間（自 平成21年 1 月16日 至 平成21年 2 月16日）の 損益に含まれた評価差 額（円）
親投資信託 受益証券	4,660,039,266	△155,321,732	3,090,658,557	111,689,080
合計	4,660,039,266	△155,321,732	3,090,658,557	111,689,080

3. デリバティブ取引関係

第8特定期間（自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第9特定期間（自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	中央三井Jリートマザーファンド	3,523,322,569	3,090,658,557	
合計		3,523,322,569	3,090,658,557	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

＜参考＞

「中央三井Ｊリートファンド」は、「中央三井Ｊリートマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成21年２月16日現在（以下、「計算日」といいます。）の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「中央三井Ｊリートマザーファンド」の状況

(１) 貸借対照表

項目	平成21年２月16日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	287,051,356
投資証券	15,525,345,500
未収配当金	279,913,287
未収利息	751
流動資産合計	16,092,310,894
資産合計	16,092,310,894
負債の部	
流動負債	
未払解約金	13,232,040
流動負債合計	13,232,040
負債合計	13,232,040
純資産の部	
元本等	
元本	18,330,282,282
剰余金	
欠損金	2,251,203,428
純資産合計	16,079,078,854
負債・純資産合計	16,092,310,894

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成21年2月16日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成21年2月16日現在
1. 計算日における受益権総数	18,330,282,282 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 2,251,203,428 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8772 円 (8,772 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

平成21年2月16日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

平成21年2月16日現在
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の変動

平成21年2月16日現在	
特定期間の期首元本額	18,547,008,486 円
特定期間中の追加設定元本額	2,499,011,002 円
特定期間中の一部解約元本額	2,715,737,206 円
計算日の元本額	18,330,282,282 円
計算日の元本額の内訳	
中央三井Jリートファンド	3,523,322,569 円
3資産バランスオープン	12,108,633,842 円
3資産バランスオープンアルファ	1,392,819,801 円
CMAM/Jリートファンド（ラップ向け）	23,426,673 円
ベスタ・世界6資産ファンド（毎月決算型）	361,928,496 円
ベスタ・世界6資産ファンド（1年決算型）	207,512,119 円
中央三井Jリートアクティブファンド（1年決算型）	246,188,790 円
私募Jリートファンド（適格機関投資家専用）	466,449,992 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

平成21年2月16日現在		
種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	15,525,345,500	△5,133,594,834
合計	15,525,345,500	△5,133,594,834

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、「中央三井Jリートマザーファンド」の期首から計算日までの期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）に対応するものです。

3. デリバティブ取引関係

（平成21年2月16日現在）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

[次へ](#)

(3) 附属明細表（平成21年2月16日現在）

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	867	352,002,000	
	森ヒルズリート投資法人	753	185,012,100	
	野村不動産レジデンシャル投資法人	710	230,750,000	
	産業ファンド投資法人	533	118,859,000	
	日本ビルファンド投資法人	3,803	3,354,246,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,214	2,410,500,000	
	日本リテールファンド投資法人	2,549	1,032,345,000	
	オリックス不動産投資法人	1,709	681,891,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	4,755	1,084,140,000	
	プレミアム投資法人	658	198,058,000	
	東急リアル・エステート投資法人	1,099	582,470,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	631	415,829,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	2,166	1,325,592,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,320	514,800,000	
	森トラスト総合リート投資法人	1,204	791,028,000	
	フロンティア不動産投資法人	1,193	546,394,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	917	441,994,000	
	福岡リート投資法人	278	104,806,000	
	ケネディクス不動産投資法人	865	143,763,000	
	DAオフィス投資法人	442	50,255,400	
	阪急リート投資法人	473	168,861,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	478	151,526,000	
	トップリート投資法人	702	237,276,000	
	ジャパンエクセレント投資法人	1,066	402,948,000	
合計		32,385	15,525,345,500	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

[前へ](#)

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成21年３月31日

I 資産総額	3,022,714,587 円
II 負債総額	3,804,945 円
III 純資産総額（I－II）	3,018,909,642 円
IV 発行済口数	4,576,545,039 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6596 円
1万口当たり純資産額	6,596 円

<参考>

マザーファンドの現況（平成21年３月31日）

純資産額計算書

I 資産総額	15,658,412,149 円
II 負債総額	10,629,430 円
III 純資産総額（I－II）	15,647,782,719 円
IV 発行済口数	17,962,067,253 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8712 円
1万口当たり純資産額	8,712 円

第5【設定及び解約の実績】

特定期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間（自平成16年8月31日至平成17年2月15日）	7,527,145,714	277,546,621	7,249,599,093
第2特定期間（自平成17年2月16日至平成17年8月15日）	2,216,176,368	2,215,232,922	7,250,542,539
第3特定期間（自平成17年8月16日至平成18年2月15日）	1,508,312,966	2,033,867,453	6,724,988,052
第4特定期間（自平成18年2月16日至平成18年8月15日）	519,557,398	1,418,387,588	5,826,157,862
第5特定期間（自平成18年8月16日至平成19年2月15日）	1,452,661,647	1,293,254,102	5,985,565,407
第6特定期間（自平成19年2月16日至平成19年8月15日）	855,161,155	1,447,013,735	5,393,712,827
第7特定期間（自平成19年8月16日至平成20年2月15日）	280,687,451	583,654,904	5,090,745,374
第8特定期間（自平成20年2月16日至平成20年8月15日）	190,690,634	366,634,323	4,914,801,685
第9特定期間（自平成20年8月16日至平成21年2月16日）	71,751,219	384,052,138	4,602,500,766

（注1）設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の募集に係る設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：3億円

会社の発行可能株式総数：16,000株

発行済株式総数：5,050株

平成11年7月1日に中信投資顧問株式会社と合併し、資本金を2億円から2億5,250万円に、発行済株式総数を4,000株から5,050株に変更しています。

また、平成12年6月30日に資本準備金を資本金に繰入れし、資本金を2億5,250万円から3億円に増資いたしました。（新株発行はしない無償増資。）

（2）委託会社の機構

会社に取り締役3名以上、監査役1名以上をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとします。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

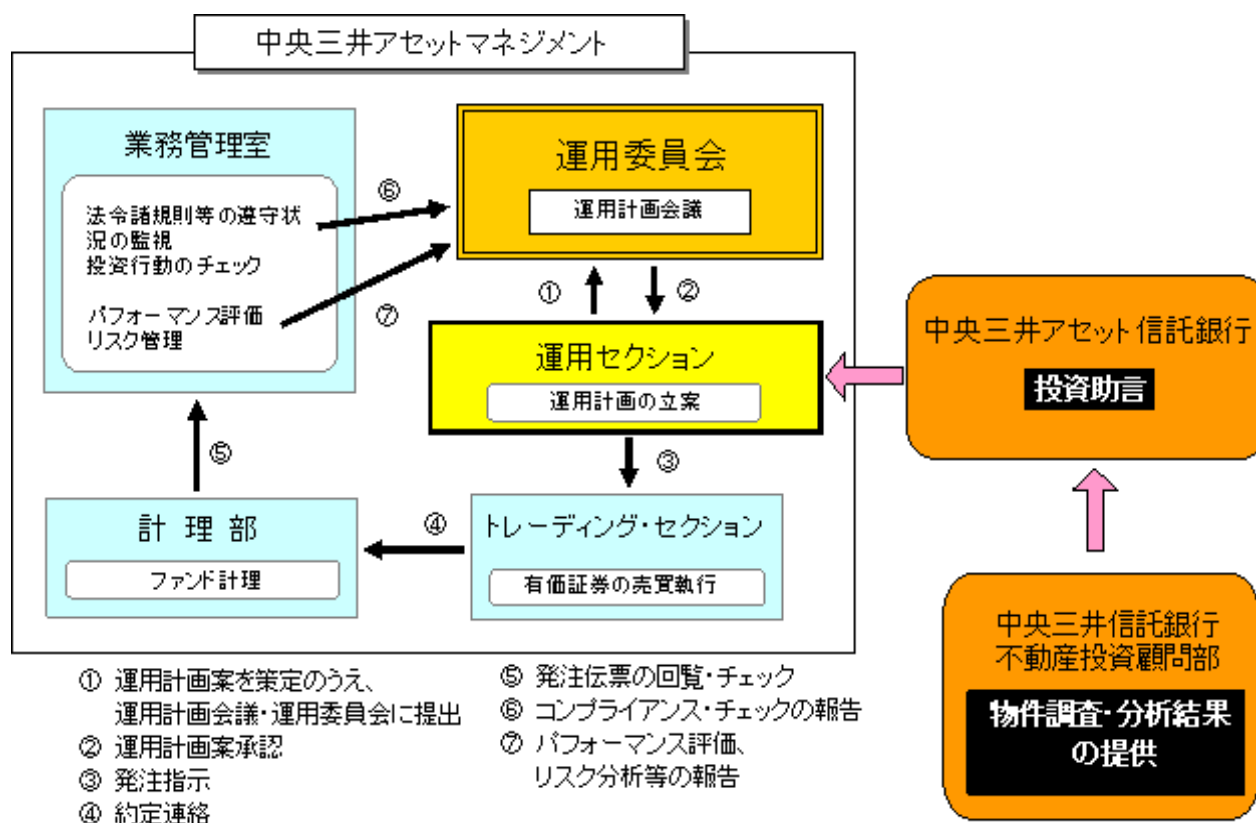
取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長にさしつかえがあるときは、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位に従い、その職務を代行します。

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の経路を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

委託会社は運用にあたり、中央三井トラスト・グループの運用会社として、クオリティの高い資産運用、スキル、ノウハウを結集し、分析力、運用力の向上を図っています。なお、その意思決定機構は以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成21年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている公募の証券投資信託は次のとおりです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	44	413,419
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	29	164,637
単位型公社債投資信託	—	—
合計	73	578,056

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」に基づいて作成しており、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 委託会社は、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第23期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第21期 平成19年3月31日			第22期 平成20年3月31日		
	金額（千円）	構成比 （%）		金額（千円）	構成比 （%）	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金		271			—	
2. 預金※2		701,025			—	
3. 現金・預金		—			615,636	
4. 有価証券※3		25,854			—	
5. 前払費用		356,186			397,534	
6. 未収委託者報酬		1,502,515			1,587,133	
7. 未収収益※2						
(1) 投資顧問報酬	837			493		
(2) その他	306	1,143		320	814	
8. 繰延税金資産		45,515			37,141	
9. その他※3		8,114			36,684	
流動資産 計		2,640,626	90.0		2,674,945	87.7
II 固定資産						
1. 有形固定資産※1						
(1) 建物		24,804			28,036	
(2) 器具備品		46,019			78,121	
有形固定資産 計		70,823	2.4		106,157	3.5
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア		58,471			88,137	
(2) 電話加入権		1,847			1,847	
(3) 電話施設利用権		119			98	
無形固定資産 計		60,437	2.1		90,083	2.9
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券		65,000			65,000	
(2) 長期貸付金		47,188			44,788	
(3) 長期差入保証金		65,347			84,348	
(4) 預託金		1,000			—	
(5) 長期前払費用		5,871			5,510	
(6) 会員権		25,000			25,000	
(7) 貸倒引当金		△47,188			△44,788	
投資その他の資産 計		162,218	5.5		179,859	5.9
固定資産 計		293,480	10.0		376,100	12.3
資産合計		2,934,106	100.0		3,051,045	100.0

科目	第21期 平成19年3月31日			第22期 平成20年3月31日		
	金額（千円）		構成比 （%）	金額（千円）		構成比 （%）
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 預り金		82,331			32,286	
2. 未払金						
(1) 未払手数料※2	427,581			497,835		
(2) その他未払金	117,713	545,294		105,201	603,037	
3. 未払費用		309,179			312,034	
4. 未払法人税等		440,734			259,393	
5. 未払消費税等		57,711			31,383	
6. 賞与引当金		27,569			35,351	
流動負債 計		1,462,820	49.8		1,273,487	41.8
II 固定負債						
1. 退職給付引当金		7,780			11,007	
2. 役員退職慰労引当金		—			8,150	
固定負債 計		7,780	0.3		19,157	0.6
負債合計		1,470,601	50.1		1,292,645	42.4
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金		300,000	10.2		300,000	9.8
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		50,000			50,000	
資本剰余金 計		50,000	1.7		50,000	1.6
3. 利益剰余金						
(1) 利益準備金		25,401			25,401	
(2) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		1,088,152			1,382,999	
利益剰余金 計		1,113,553	38.0		1,408,400	46.2
株主資本計		1,463,553	49.9		1,758,400	57.6
II 評価・換算差額等						
1. その他有価証券評価差額金		△48	△0.0		—	—
評価・換算差額等計		△48	△0.0		—	—
純資産合計		1,463,505	49.9		1,758,400	57.6
負債・純資産合計		2,934,106	100.0		3,051,045	100.0

(2) 【損益計算書】

	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)			第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		
科目	金額（千円）		百分比 (%)	金額（千円）		百分比 (%)
I 営業収益						
1. 委託者報酬		10,331,700			13,110,388	
2. その他営業収益						
(1) 投資顧問料	19,127	19,127		14,182	14,182	
営業収益 計		10,350,827	100.0		13,124,570	100.0
II 営業費用						
1. 支払手数料※3		3,560,500			4,971,955	
2. 広告宣伝費		549,092			771,725	
3. 公告費		84			24,864	
4. 受益証券発行費		8,822			414	
5. 調査費						
(1) 調査費	177,345			226,207		
(2) 委託調査費	3,298,820	3,476,166		3,992,966	4,219,174	
6. 委託計算費		7,730			471	
7. 営業雑経費						
(1) 通信費	8,935			12,633		
(2) 印刷費	169,425			265,300		
(3) 協会費	10,509			13,076		
(4) 諸会費	62	188,932		57	291,066	
営業費用 計		7,791,329	75.3		10,279,674	78.3
III 一般管理費						
1. 給料						
(1) 役員報酬※1	39,507			48,578		
(2) 給料・手当	353,244			461,290		
(3) 賞与	71,530	464,282		103,468	613,337	
2. 役員退職金		2,300			800	
3. 福利厚生費		116,815			156,327	
4. 交際費		811			1,596	
5. 旅費交通費		16,901			25,255	
6. 租税公課		22,310			11,419	
7. 不動産賃借料		69,059			82,419	
8. 退職給付費用		2,560			3,950	
9. 役員退職慰労引当金繰入		—			6,950	
10. 賞与引当金繰入		27,569			35,351	
11. 減価償却費		35,321			46,548	
12. 諸経費		379,531			483,651	
一般管理費 計		1,137,463	11.0		1,467,609	11.2
営業利益		1,422,035	13.7		1,377,286	10.5

	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)			第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		
科目	金額（千円）		百分比 (%)	金額（千円）		百分比 (%)
IV 営業外収益						
1. 受取配当金		3,167			2,738	
2. 有価証券利息		66			64	
3. 受取利息		875			1,513	
4. 雑収入		76			3,796	
営業外収益 計		4,186	0.0		8,113	0.0
V 営業外費用						
1. 雑損失		11,246			16,240	
営業外費用 計		11,246	0.0		16,240	0.1
経常利益		1,414,975	13.7		1,369,159	10.4
VI 特別利益						
1. 貸倒引当金戻入		2,400			2,400	
特別利益 計		2,400	0.0		2,400	0.0
VII 特別損失						
1. 固定資産除却損※2		—			814	
2. 役員退職慰労引当金繰入		—			13,600	
特別損失 計		—	0.0		14,414	0.1
税引前当期純利益		1,417,375	13.7		1,357,144	10.3
法人税、住民税及び事業税	590,686			551,986		
法人税等調整額	△14,556	576,129	5.6	8,340	560,326	4.2
当期純利益		841,245	8.1		796,817	6.1

（３）【株主資本等変動計算書】

第21期（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年 3 月31日残高	300,000	50,000	50,000	25,401	1,200,000	282,136	1,507,538	1,857,538
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩額					△1,200,000	1,200,000	—	—
剰余金の配当						△1,235,230	△1,235,230	△1,235,230
当期純利益						841,245	841,245	841,245
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△1,200,000	806,015	△393,984	△393,984
平成19年 3 月31日残高	300,000	50,000	50,000	25,401	—	1,088,152	1,113,553	1,463,553

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年３月31日残高	△204	△204	1,857,333
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩額			—
剰余金の配当			△1,235,230
当期純利益			841,245
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）	156	156	156
事業年度中の変動額合計	156	156	△393,828
平成19年３月31日残高	△48	△48	1,463,505

第22期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	300,000
	当期変動額	—
	当期末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	50,000
	当期変動額	—
	当期末残高	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000
	当期変動額	—
	当期末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	25,401
	当期変動額	—
	当期末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	1,088,152
	当期変動額 剰余金の配当	△501,970
	当期純利益	796,817
	当期末残高	1,382,999
利益剰余金合計	前期末残高	1,113,553
	当期変動額	294,847
	当期末残高	1,408,400
株主資本合計	前期末残高	1,463,553
	当期変動額	294,847
	当期末残高	1,758,400
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△48
	当期変動額（純額）	48
	当期末残高	—
評価・換算差額等合計	前期末残高	△48
	当期変動額	48
	当期末残高	—
純資産合計	前期末残高	1,463,505
	当期変動額	294,895
	当期末残高	1,758,400

重要な会計方針

期別 項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 (1) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。	その他有価証券 (1) 時価のあるもの ————— (2) 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として13年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。	同左
3. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	同左
(2) 賞与引当金	従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。	同左
(3) 退職給付引当金	従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。	同左
(4) 役員退職慰労引当金	—————	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によって処理しております。	同左
5. 消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。	同左

会計方針の変更

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,463,505千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 2. _____ 3. _____	1. _____ 2. 役員に対する退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）の公表を踏まえ、当事業年度から引当金を計上する方法を適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益が6,950千円、税引前当期純利益が20,550千円減少しております。 3. 法人税法の改正により、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更による損益に与える影響は軽微であります。

追加情報

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
	法人税法の改正により、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
(貸借対照表) 前事業年度まで流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の流動負債の「その他未払金」に含まれている「未払消費税等」は30,795千円であります。	

注記事項

1. 貸借対照表関係

期別 項目	第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価 償却累計額	建物 14,670千円 器具備品 119,739千円	建物 18,588千円 器具備品 141,460千円
※2. 関係会社に対する 主な資産・負債	資産 預金 701,025千円 未収収益 306千円 負債 未払手数料 418,032千円	_____
※3. 担保資産	有価証券のうち、次のものは営業保証 金として供託しております。 投資顧問業の営業保証金（25,000千円） 銘柄 第25回分離元本振替国債（5年） 貸借対照表価額 25,854千円 額面金額 26,000千円	その他のうち、次のものを供託してお ります。 取戻し手続中の投資顧問業の営業保証 金（25,000千円） 預け金 26,000千円

2. 損益計算書関係

期別 項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
※1. 役員の報酬限度額	取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内	_____
※2. 固定資産除却損の内容	_____	建物附属設備 814千円
※3. 関係会社との取引	支払代行手数料 3,487,392千円	_____

3. 株主資本等変動計算書関係

期別	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)																																										
項目																																											
1. 発行済株式に関する事項	<table><tr><th>株式の種類</th><th>前事業年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当事業年度末</th></tr><tr><td>普通株式（株）</td><td>5,050</td><td>—</td><td>—</td><td>5,050</td></tr></table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050																												
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																																							
普通株式（株）	5,050	—	—	5,050																																							
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																																										
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																																										
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 <table><tr><th>決議</th><th>株式の種類</th><th>配当金の 総額 (千円)</th><th>1株当たり 配当額 (円)</th><th>基準日</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td>平成18年6月30日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>233,815</td><td>46,300</td><td>平成18年3月31日</td><td>平成18年6月30日</td></tr><tr><td>平成18年9月19日 取締役会</td><td>普通株式</td><td>600,950</td><td>119,000</td><td>平成18年9月30日</td><td>平成18年9月30日</td></tr><tr><td>平成19年3月29日 臨時株主総会</td><td>普通株式</td><td>400,465</td><td>79,300</td><td>平成19年3月28日</td><td>平成19年3月30日</td></tr></table> (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの <table><tr><th>決議</th><th>株式の 種類</th><th>配当金の 総額 (千円)</th><th>配当の 原資</th><th>1株当たり 配当額 (円)</th><th>基準日</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td>平成19年6月29日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>100,495</td><td>利益 剰余金</td><td>19,900</td><td>平成19年3月31日</td><td>平成19年6月29日</td></tr></table>					決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	233,815	46,300	平成18年3月31日	平成18年6月30日	平成18年9月19日 取締役会	普通株式	600,950	119,000	平成18年9月30日	平成18年9月30日	平成19年3月29日 臨時株主総会	普通株式	400,465	79,300	平成19年3月28日	平成19年3月30日	決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	利益 剰余金	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																						
平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	233,815	46,300	平成18年3月31日	平成18年6月30日																																						
平成18年9月19日 取締役会	普通株式	600,950	119,000	平成18年9月30日	平成18年9月30日																																						
平成19年3月29日 臨時株主総会	普通株式	400,465	79,300	平成19年3月28日	平成19年3月30日																																						
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																					
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	利益 剰余金	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日																																					

期別	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																																																
項目																																																	
1. 発行済株式に関する事項	<table><tr><th>株式の種類</th><th>前事業年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当事業年度末</th></tr><tr><td>普通株式（株）</td><td>5,050</td><td>—</td><td>—</td><td>5,050</td></tr></table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050																																		
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																																													
普通株式（株）	5,050	—	—	5,050																																													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																																																
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																																																
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 <table><tr><th>決議</th><th>株式の種類</th><th>配当金の 総額 (千円)</th><th>1株当たり 配当額 (円)</th><th>基準日</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td>平成19年6月29日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>100,495</td><td>19,900</td><td>平成19年3月31日</td><td>平成19年6月29日</td></tr><tr><td>平成19年9月20日 臨時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>29,800</td><td>平成19年9月19日</td><td>平成19年9月21日</td></tr><tr><td>平成19年11月15日 取締役会</td><td>普通株式</td><td>100,495</td><td>19,900</td><td>平成19年9月30日</td><td>平成19年11月29日</td></tr><tr><td>平成20年3月26日 臨時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>29,800</td><td>平成19年12月31日</td><td>平成20年3月27日</td></tr></table> (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの <table><tr><th>決議</th><th>株式の 種類</th><th>配当金の 総額 (千円)</th><th>配当の 原資</th><th>1株当たり 配当額 (円)</th><th>基準日</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td>平成20年6月26日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>利益 剰余金</td><td>29,800</td><td>平成20年3月31日</td><td>平成20年6月27日</td></tr></table>					決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日	平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日	平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日	平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日	決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																												
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日																																												
平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日																																												
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日																																												
平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日																																												
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																											
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日																																											

4. リース取引関係

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少 額なため、注記を省略しております。	同左

5. 有価証券関係

第21期 (平成19年 3 月31日)				第22期 (平成20年 3 月31日)	
1. その他有価証券で時価のあるもの				1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	
区分	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの					
① 債券	—	—	—		
② その他	—	—	—		
小計	—	—	—		
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの					
債券	25,935	25,854	△81		
合計	25,935	25,854	△81		
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 売却額 一千万円 売却益合計額 一千万円				2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	
3. 時価評価されていない有価証券				3. 時価評価されていない有価証券	
内容		貸借対照表計上額 (千円)		内容	
その他有価証券 非上場株式		65,000		その他有価証券 非上場株式	
				65,000	
4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額				4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	
区分	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)	
(債券)					
国債	25,854	—	—	—	

6. デリバティブ関係

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

7. 退職給付関係

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 (平成19年3月31日現在) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△7,780千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△7,780千円</td></tr> </table> (注) 退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>2,560千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>2,560千円</td></tr> </table> (注) 退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△7,780千円	退職給付引当金	△7,780千円	勤務費用	2,560千円	退職給付費用	2,560千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 (平成20年3月31日現在) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△11,007千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△11,007千円</td></tr> </table> (注) 退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>3,950千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>3,950千円</td></tr> </table> (注) 退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△11,007千円	退職給付引当金	△11,007千円	勤務費用	3,950千円	退職給付費用	3,950千円
退職給付債務	△7,780千円																
退職給付引当金	△7,780千円																
勤務費用	2,560千円																
退職給付費用	2,560千円																
退職給付債務	△11,007千円																
退職給付引当金	△11,007千円																
勤務費用	3,950千円																
退職給付費用	3,950千円																

8. 税効果会計関係

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>19,200千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>11,217千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>33,019千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,454千円</td></tr> </table> 繰延税金資産小計 67,892千円 評価性引当額 △22,377千円 繰延税金資産合計 45,515千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	貸倒引当金繰入超過額	19,200千円	賞与引当金繰入超過額	11,217千円	未払事業税	33,019千円	その他	4,454千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>18,224千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>14,384千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>19,725千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>11,578千円</td></tr> </table> 繰延税金資産小計 63,912千円 評価性引当額 △26,771千円 繰延税金資産合計 37,141千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	貸倒引当金繰入超過額	18,224千円	賞与引当金繰入超過額	14,384千円	未払事業税	19,725千円	その他	11,578千円
貸倒引当金繰入超過額	19,200千円																
賞与引当金繰入超過額	11,217千円																
未払事業税	33,019千円																
その他	4,454千円																
貸倒引当金繰入超過額	18,224千円																
賞与引当金繰入超過額	14,384千円																
未払事業税	19,725千円																
その他	11,578千円																

9. 関連当事者との取引関係

1. 親会社及び法人主要株主等

項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称	親会社 中央三井信託銀行株式会社	—
2. 住所	東京都港区	
3. 資本金	358,173百万円	
4. 事業の内容又は職業	銀行業務・信託業務	
5. 議決権等の所有（被所有） 割合	被所有 直接 50% 間接 50%	
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資顧問 投資信託販売	
7. 取引の内容	投資信託に係る営業費用の支払（注1） 取引金額 3,487,392千円 未払手数料 418,032千円	

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

2. 兄弟会社

項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称 2. 住所 3. 資本金 4. 事業の内容又は職業 5. 議決権等の所有（被所有） 割合 6. 関係内容 7. 取引の内容		親会社の子会社 中央三井信託銀行株式会社（注5） （注） 親会社中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社の 子会社 東京都港区 379,197百万円 銀行業務・信託業務 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託販売 投資信託に係る営業費用の支払（注1） 取引金額 4,752,651千円 未払手数料 475,539千円
1. 会社等の名称 2. 住所 3. 資本金 4. 事業の内容又は職業 5. 議決権等の所有（被所有） 割合 6. 関係内容 7. 取引の内容	親会社の子会社 三井アセット信託銀行株式会社 （注） 親会社中央三井信託銀行株式 会社の親会社三井トラスト・ ホールディングス株式会社の 子会社 東京都港区 11,000百万円 信託業務 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託委託 投資顧問 支払投資顧問料（注2） 取引金額 3,242,366千円 未払費用 262,352千円 前払費用 327,765千円	親会社の子会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 （注） 親会社中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社の 子会社 東京都港区 11,000百万円 信託業務 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託委託 投資顧問 支払投資顧問料（注2） 取引金額 3,926,590千円 未払費用 265,697千円 前払費用 360,595千円
1. 会社等の名称 2. 住所 3. 資本金 4. 事業の内容又は職業 5. 議決権等の所有（被所有） 割合 6. 関係内容 7. 取引の内容		親会社の子会社 中央三井インフォメーションテクノ ロジー株式会社 （注） 親会社中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社の 子会社 東京都目黒区 200百万円 情報処理サービス業 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 システムの管理・開発 委託 器具・備品の購入（注3） 取引金額 37,152千円 ソフトウェアの購入（注4） 取引金額 42,670千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注3) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

(注4) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

(注5) 平成19年10月1日付で親会社が中央三井信託銀行株式会社から中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に變更となっており、第22期の中央三井信託銀行株式会社との取引はすべて兄弟会社として集計し記載しております。

10. 1株当たり情報

項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	289,803円02銭	348,198円11銭
2. 1株当たり当期純利益	166,583円24銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期 純利益については、潜在株式が 存在しないため、記載しており ません。	157,785円55銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期 純利益については、潜在株式が 存在しないため、記載しており ません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
当期純利益（千円）	841,245	796,817
普通株主に帰属しない金額 （千円）	—	—
普通株主に係る当期純利益 （千円）	841,245	796,817
普通株式の期中平均株式数 （株）	5,050	5,050

11. 重要な後発事象

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

(4) 中間貸借対照表

		第23期中間会計期間末 平成20年 9月30日	
科目	金額（千円）		構成比 （%）
（資産の部）			
I 流動資産			
1. 現金・預金		1,106,692	
2. 前払費用		224,200	
3. 未収委託者報酬		1,444,823	
4. 未収収益			
(1) 投資顧問報酬	406		
(2) その他	435	841	
5. 繰延税金資産		40,896	
6. その他※ 2		26,432	
流動資産 計		2,843,887	88.4
II 固定資産			
1. 有形固定資産※ 1			
(1) 建物		31,843	
(2) 器具備品		67,447	
有形固定資産 計		99,291	3.1
2. 無形固定資産			
(1) ソフトウェア		86,043	
(2) 電話加入権		1,847	
(3) 電話施設利用権		88	
無形固定資産 計		87,979	2.7
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		65,718	
(2) 長期貸付金		43,588	
(3) 長期差入保証金		87,326	
(4) 長期前払費用		7,518	
(5) 会員権		25,000	
(6) 貸倒引当金		△43,588	
投資その他の資産 計		185,562	5.8
固定資産 計		372,833	11.6
資産合計		3,216,721	100.0

	第23期中間会計期間末 平成20年9月30日		
科目	金額（千円）		構成比 （%）
（負債の部）			
I 流動負債			
1. 預り金		2,316	
2. 未払金			
(1) 未払手数料	473,901		
(2) その他未払金※3	100,975	574,876	
3. 未払費用		301,698	
4. 未払法人税等		276,980	
5. 賞与引当金		40,193	
流動負債 計		1,196,064	37.2
II 固定負債			
1. 退職給付引当金		14,391	
2. 役員退職慰労引当金		16,400	
固定負債 計		30,791	0.9
負債合計		1,226,856	38.1
（純資産の部）			
I 株主資本			
1. 資本金		300,000	9.3
2. 資本剰余金			
(1) 資本準備金		50,000	
資本剰余金 計		50,000	1.6
3. 利益剰余金			
(1) 利益準備金		25,401	
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,614,745	
利益剰余金 計		1,640,146	51.0
株主資本 計		1,990,146	61.9
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金		△281	△0.0
評価・換算差額等 計		△281	△0.0
純資産合計		1,989,864	61.9
負債・純資産合計		3,216,721	100.0

(5) 中間損益計算書

	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)		
科目	金額（千円）		百分比 (%)
I 営業収益			
1. 委託者報酬		6,515,832	
2. その他営業収益		5,229	
営業収益 計		6,521,061	100.0
II 営業費用			
1. 支払手数料		2,567,572	
2. 広告宣伝費		218,283	
3. 受益証券発行費		250	
4. 調査費			
(1) 調査費	113,991		
(2) 委託調査費	1,941,552	2,055,544	
5. 委託計算費		36,998	
6. 営業雑経費			
(1) 通信費	7,707		
(2) 印刷費	153,932		
(3) 協会費	7,548		
(4) 諸会費	277	169,466	
営業費用 計		5,048,115	77.4
III 一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬	24,407		
(2) 給料・手当	270,049		
(3) 賞与	42,161	336,619	
2. 福利厚生費		93,912	
3. 交際費		1,651	
4. 寄付金		300	
5. 旅費交通費		14,288	
6. 租税公課		8,309	
7. 不動産賃借料		54,411	
8. 退職給付費用		3,434	
9. 役員退職慰労引当金繰入		10,650	
10. 賞与引当金繰入		40,193	
11. 減価償却費※1		29,945	
12. 諸経費		236,733	
一般管理費 計		830,450	12.7
営業利益		642,496	9.9

	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)		
科目	金額（千円）		百分比 (%)
IV 営業外収益			
1. 受取配当金		7,500	
2. 受取利息		1,045	
3. 雑収入		206	
営業外収益 計		8,751	0.1
V 営業外費用			
1. 雑損失		65	
営業外費用 計		65	0.0
経常利益		651,181	10.0
VI 特別利益			
1. 貸倒引当金戻入		1,200	
特別利益 計		1,200	0.0
税引前中間純利益		652,381	10.0
法人税、住民税及び事業税	273,901		
法人税等調整額	△3,755	270,145	4.1
中間純利益		382,235	5.9

(6) 中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	300,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	25,401
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	1,382,999
	中間会計期間中の変動額 剰余金の配当 中間純利益	△150,490 382,235
	中間会計期間末残高	1,614,745
利益剰余金合計	前期末残高	1,408,400
	中間会計期間中の変動額	231,745
	中間会計期間末残高	1,640,146
株主資本合計	前期末残高	1,758,400
	中間会計期間中の変動額	231,745
	中間会計期間末残高	1,990,146
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	—
	中間会計期間中の変動額（純額）	△281
	中間会計期間末残高	△281
評価・換算差額等合計	前期末残高	—
	中間会計期間中の変動額	△281
	中間会計期間末残高	△281
純資産合計	前期末残高	1,758,400
	中間会計期間中の変動額	231,463
	中間会計期間末残高	1,989,864

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 (1) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 (2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。
3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (2) 賞与引当金 (3) 退職給付引当金 (4) 役員退職慰労引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。 従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による中間期末退職給付債務相当額を計上しております。 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当中間期末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第23期中間会計期間末 平成20年9月30日
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 21,025千円
※2. 担保資産	器具備品 164,292千円 その他のうち、次のものを供託しております。 取戻し手続中の投資顧問 (25,000千円) 業の営業保証金
※3. 消費税等の取扱い	預け金 26,000千円 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 17,722千円 無形固定資産 12,222千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

項目	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)																
1. 発行済株式に関する事項	<table><tr><th>株式の種類</th><th>前事業 年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当中間会計 期末</th></tr><tr><td>普通株式 (株)</td><td>5,050</td><td>－</td><td>－</td><td>5,050</td></tr></table>					株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当中間会計 期末	普通株式 (株)	5,050	－	－	5,050		
株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当中間会計 期末													
普通株式 (株)	5,050	－	－	5,050													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額																
	<table><tr><th>決議</th><th>株式の種類</th><th>配当金の 総額 (千円)</th><th>1株当たり 配当額 (円)</th><th>基準日</th><th>効力 発生日</th></tr><tr><td>平成20年 6月26日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>29,800</td><td>平成20年 3月31日</td><td>平成20年 6月27日</td></tr></table>	決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日	平成20年 6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日				
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日												
平成20年 6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日												

リース取引関係

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。

有価証券関係

第23期中間会計期間末 平成20年9月30日			
1. その他有価証券で時価のあるもの			
区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	1,000	718	△281
計	1,000	718	△281
2. 時価評価されていない有価証券			
区分	中間貸借対照表計上額 (千円)		
その他有価証券 非上場株式	65,000		
計	65,000		

デリバティブ関係

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

1 株当たり情報

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)	
1株当たり純資産額	394,032円56銭
1株当たり中間純利益	75,690円26銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益算定上の基礎は以下のとおりであります。

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)	
中間純利益(千円)	382,235
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	382,235
普通株式の期中平均株式数(株)	5,050

重要な後発事象

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第1号）

（２）運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第2号）

（３）通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）及び（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）及び（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第1号）

（４）親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第3号）

（５）その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記（３）及び（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。（金融商品取引法第44条の3第1項第4号）

5【その他】

（１）定款の変更

当会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：中央三井アセット信託銀行株式会社
- ②資本金の額：11,000百万円（平成20年9月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社＞

- ①名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ②資本金の額：51,000百万円（平成20年9月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成20年9月末日現在）	事業の内容
中央三井信託銀行株式会社	379,197	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
オリックス証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

＜再信託受託会社＞

当ファンドの再信託受託会社として、信託事務の一部を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

＜再信託受託会社＞

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間中に、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる次の書類を提出しています。

提出日	書類名
平成20年8月28日	臨時報告書
平成20年11月14日	有価証券報告書
平成20年11月14日	有価証券届出書
平成20年11月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年10月15日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井Jリートファンドの平成20年2月16日から平成20年8月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井Jリートファンドの平成20年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 斉藤 智之 印

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 木村 充男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月16日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅 則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井Jリートファンドの平成20年8月16日から平成21年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井Jリートファンドの平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 浅子正明 印

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 木村充男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月10日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業 公認会計士 松崎雅則 印
務執行社員

指定社員 業 公認会計士 平木達也 印
務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)